

【25用 語】

【懈怠…けたい】

「けだい」とも読む。なまけること、おこたること、怠慢

【六つ時分…むつじぶん】

夜明け（明け六つ）又は日暮れ（暮れ 六つ）の頃

【往行…おうこう】行き来すること、通行、往来

【無拠…よんどころなし】止むを得ず、余儀なく、しかたなく

【子細…しさい】細かいこと、詳しいこと、理由、事情、異議、異論

【下知…げち】指図、命令、指示

【手負…ておい】傷つけられた人、負傷者

【此方…このほう】「こなた」とも読む。「こちら、わたくし

【注進…ちゅうしん】事柄を書き記して報告すること、申し述べること

【露顕…ろけん】悪事などが明らかにすること

【急度…きつと】きびしく、必ず、間違いなく、たしかに

【仕置…しおき】支配、統治、処分、処罰、刑罰

【尤…もつとも】なおまた、そうは言うものの、ただし

【法度…はつと】法令、禁制、掟、さだめ、法規

【25解 説】

江戸時代の上州は、中山道を中心とした陸上輸送と利根川水系を中心とした河川運輸によって水陸交通が発達し、人々の往来や交流がさかんであった。また江戸を中心とする関東の北辺防備の要として、全国でも関所の数が多かったことでも知られている。一般に江戸時代の関所は当初、軍事目的で設置されたと考えられるが、その後、幕府政府が安定していく中で、いわゆる「入り鉄砲に出女」の取り締まりに重点を置いた、江戸の治安維持を目的にその役割を担ったものと思われる。

本文書は元禄二年（一六八九）十二月、中山道の脇往還である下仁田道の甘楽郡本宿村（現、下仁田町）に置かれていた西牧関所あてに発せられた取り締まり条目である。本文は三力条からなり、関所の開閉時間（明け六つから暮れ六つまで）、女性の通行手形の必携と不審者の通報、番所内での宿泊や賭け事の禁止について関所番へ指示していたことがわかる。